

タイアップ成長支援保証制度

「タイアップ」

最大 **5,000** 万円

金融機関と信用保証協会が
連携してまとめた資金の調達をサポート!

本制度はお申込金融機関のプロパー融資と同時実行となる保証付融資です。

※「プロパー融資」とは信用保証を付与しない金融機関独自の融資をいいます。

※プロパー融資の金額は本制度の融資金額の5割以上となります。

制度概要

タイアップ成長支援保証制度【略称:タイアップ】										
申込人資格要件	申込金融機関が事業内容や成長性を適切に評価した上で、当協会と連携して支援育成していきたい方針である中小企業者									
申込方法	金融機関経由に限る。									
融資限度額	5,000万円									
対象資金	運転資金または設備資金									
融資期間	7年以内(据置期間6か月以内を含む)									
保証割合	責任共有制度対象									
返済方法	分割返済(融資期間が6か月以内の場合は一括返済も可)									
融資形式	証書貸付(融資期間が1年以内の場合は手形貸付も可)									
保証料率	次の保証料率を適用									
	1企業にかかる保証付融資 合計額及び担保の有無	保証料率区分								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	500万円以下	1.27%	1.16%	1.03%	0.90%	0.77%	0.66%	0.53%	0.40%	0.30%
500万円超1,000万円以下	1.55%	1.43%	1.27%	1.10%	0.94%	0.82%	0.65%	0.49%	0.35%	
1,000万円超	有担保	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%
	無担保	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
融資利率	金融機関所定利率									
担保・保証人	●担保…必要に応じて ●保証人…必要となる場合がある									
プロパー融資	本制度による融資と同時にプロパー融資を行う。同時実行するプロパー融資の融資額及び融資期間は以下のとおり。 ①プロパー融資額 本制度による融資額の5割以上 なお、本制度による融資及び同時実行するプロパー融資にて借換えを行う場合には、各々の増額部分(いわゆる「真水」)を融資額とみなす。 ②プロパー融資期間 12か月以上(本制度の融資期間が12か月未満の場合は、本制度と同期間以上)									
必要書類	通常の申込関係書類のほか、本制度所定の「タイアップ成長支援保証制度申込書」の添付が必要。									
その他	①本制度に限り、プロパー貸付同時実行型特別保証制度(略称:タイアップA、タイアップB)借換えが可能。 ②本制度による貸付が完済になるまでの間、取扱金融機関は本制度利用者が新たな決算を終える毎に決算書等財務諸表一式を当協会に提出することが必要。									



東京信用保証協会

お問い合わせ先は、
右記QRコードを読み取ってご確認ください。

